令和元年度 臨時教育委員会会議(公開) 会議録

- **1 日 時** 令和元年10月24日 (木) 10:03~10:35
- 2 場 所 ハーバーセンター4階 教育委員会会議室
- 3 出席者 <教育委員>

長田教育長 山本委員 梶木委員 伊東委員 今井委員 正司委員 <事務局>

後藤教育次長 住谷教育次長 志水総務部長 梶本教職員人事担当部長

- 4 欠席者 0名
- 5 傍聴者 多数
- 6 会議内容

(長田教育長)

それでは、ただ今から臨時の教育委員会会議を始めます。まず初めに、撮影の許可についてお諮りします。本日の教育委員会会議の模様を神戸新聞社さん、毎日新聞社さん、共同通信社さん、時事通信社さん、産経新聞社さん、読売新聞社さんから、写真撮影の申し出があります。また、毎日放送さん、読売テレビさん、関西テレビさん、朝日放送さん、NHKさん、サンテレビさんからビデオ撮影の申し出がございます。いずれも許可いたしたいと存じますが、御異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

(長田教育長)

それでは、許可することといたします。

次に傍聴者についてお諮りいたします、教育委員会傍聴規則には、傍聴できる人数は10 名とすると定めておりますが、本日は多数の方に御入室をいただいております。つきましては、本日は入室が可能な限り傍聴者の方に、傍聴いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか

(異議なしの声あり)

(長田教育長)

それでは、10名を超えましても、傍聴を認めるということとさせていただきます。本日は、議案2件、協議事項1件、報告事項が1件です。このうち、教第52号議案につきましては、教育委員会会議規則第10条第1項第2号により、職員の人事に関すること。協議事項26につきましては同項第6号により、会議を公開することにより、教育行政の公正かつ

適正な運営に著しい支障が生じるおそれのある事項であって、非公開とすることが適当で あると認められるものとして、この2つについて非公開としたいと思いますが、いかがで しょうか。

(異議なしの声あり)

(長田教育長)

それでは、教第52号議案並びに協議事項26につきましては、非公開といたします。

報告事項1 市立小学校における教員間のハラスメント事案について

(長田教育長)

それでは、報告事項1、市立小学校における教員間のハラスメント事案についてです。 説明をお願いします。

(教職員課職員)

前回10月17日の教育委員会会議から後の主だった動きについて、御報告をさせていただきます。

まず、お配りさせていただいております資料の中で、神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会第1回委員会が、10月18日金曜日に開催されました。調査委員会の委員につきましては、西谷弁護士、村上弁護士、渡邊弁護士が行財政局の人選によって選任されまして、委員の互選によって渡邊弁護士が、委員長に就任されました。

記者提供資料の次のページでございますが、教育長からこの調査委員会に対して、今後 の運営について、依頼事項を申し入れさせていただいてございます。

1番の(1)から(3)に掲げておりますように、東須磨小学校における教職員間のハラスメントに関する事実関係を明らかにすること。このような事態が発生した背景・要因、学校の体制及び学校と教育委員会事務局の関係における問題点について明らかにした上で、根本的な再発防止策を提言すること。それから、調査の過程で違法または著しく不当な事案が判明した場合はそれについても指摘すること、以上の3点について重点的に調査を尽くしていただくようお願いをさせていただいております。当該調査の結果につきましては、年内を目処として報告書を提出していただくようお願いをしております。

この第1回委員会の概要について簡単に御報告をさせていただきたいのですが、この第1回委員会は、委員長等の選任後に委員から、センシティブな情報を取り扱うため、非公開とすべきではないかとの提案がなされまして、非公開で行われることが決定されました。委員会の終了後に、委員長の渡邊弁護士から記者向けにブリーフィングが行われました。

ブリーフィングにおける渡邊委員長の主な御発言内容ですが、まずスケジュールにつき

ましては、年内を目処に報告を行うため、委員会及び非公式の打ち合わせを年内に合わせて8回設定する予定であるということ。第2回委員会は11月4日に開催する予定ということが述べられました。また数日以内に、自宅療養中の被害教員と面会したいと、あるいは中間報告も可能であれば行いたいという御発言がございました。

それから調査内容につきましては、なぜそのような事態に至ったのかという背景、要因をしっかりと調査したい、教育委員会が基礎調査である程度の事実認定を行っており、それを敷衍しながら、時期や経緯などを認定で不足している部分から調査をしていきたい。それから、児童生徒にはできるだけ影響を与えない形で調査をしたいといったコメントがございました。さらに調査体制につきましては、この委員の3人の先生方の他に、補助員として、別に3名の弁護士の先生が入るということも述べられておりました。

続きまして、日にちが若干前後しますが、10月17日、10月21日に市会の文教こども委員会が開催されております。その文教こども委員会での各委員からの御指摘内容を、簡単に御紹介させていただきます。

(長田教育長)

資料は、配付したものです。

(教職員課職員)

配付資料の中で、先ほどご覧いただいておりました、調査委員会の今後の運営について というものの後にあります。

(長田教育長)

今日、机上に置いてある資料ですね。

(教職員課職員)

表題が、文教こども委員会、議事要旨となってございまして、10月17日の分と10月21日 の分がございます。

まず、10月17日の分でございますが、安井委員からは、2点目にありますように、被害教員とは別に、告発すべきだがなぜしないのか。3点目、前校長はどうしているのか、参考人として呼ぶなら協力してもらえるのかと。

続いて、髙瀬委員からは、2点目にありますように、加害教員は過去に在籍した学校で 暴言行為があったか把握しているか、あるいは子供の心のケア、卒業生もショックを受け ている、かかわった子供に万全をという御指摘がございました。

それから三木委員からは、4点目にありますように、加害教員は有給休暇が20日で切れる、自主退職した場合は退職金が出る、早急に対応をと。それから免許の失効期間についても言及がありまして、免許の失効期間3年であると、採用する際には過去の処分は自己

申告でしか把握できないのは甘いという御指摘がございました。

朝倉委員からは、4点目にありますように、組織風土改革の議論が生かされていない、 現場との壁を埋め、学校任せにせず、教育委員会のガバナンスを再構築していくこととい う御指摘がございました。

大井委員からは、前校長がなぜ1年で異動したのか、あるいは、登用に関しては民間校 長も含めて検討することという御指摘がございました。

小林委員からは、2点目にありますように、垂水事案の最終報告書にあるスクールカースト、いじめの構図が教員にもあったのではないかと、あるいは5点目にありありますように神戸方式の廃止を打ち出したが、メリット、デメリットがあるので慎重に行うという御指摘がございました。

上原委員からも、児童に対しての暴言、暴行等はすぐに調査するべき、岡村委員からは、研修制度がおかしいと、外部に行き、風土や組織を肌で感じてほしい、外部研修を強く希望するという御指摘でした。

次のページの佐藤委員からは、弁護士による法学授業というのを取り入れるべきだという御指摘でございました。

味口委員からは、学校行事でさまざまな中止、延期のものが出ているけれども、それを どう配慮するのか、あるいは子供たちへの体罰ということについては、現校長、前校長、 前々校長の責任は重大であるという御指摘でございました。

岡田副委員長からは、前校長が昇任後1年で異動したことは、誰が決めたのかといった 御指摘がございました。

さらに、10月21日の文教こども委員会で、この事案に関しての言及も抜粋させていただいておりますが、例えば、岡田委員からは給食のカレーの献立を変更した件は、いつ、誰が決めて公表したのか。

高瀬委員からは、教育委員会の責任として、1日でも早く、加害教員から直接保護者に 謝罪する機会を設けること。

さらには、次のページでございますが、小林委員からは調査委員会に関して、心理学や 教育学などの専門家を入れることの検討を、といった御指摘がございました。

以上が文教こども委員会での各議員からの主だった指摘事項でございます。

それから、続きまして、こちらも手元に資料があったと思います。10月23日、昨日付で、市会議長から教育長に対して、この度の事案に関しての申し入れというのがなされております、全部で7項目の申し入れがなされております。

例えば1点目、事実関係だけではなく、人間関係や組織風土などその背景についても徹底的に糾明し、加害教員4名を含む関係者に対し、懲戒処分を含めた厳格な対応を行うこと。

それから、2点目として、全校教職員に対するハラスメント調査で発覚した事実についても、適切な対応を早急に行うこと。

さらには、5点目ですが、子供たちの心のケアに万全を尽くすとともに、学校生活の再 建に向けて全力で取り組むこと。

7点目ですが、教職員による不祥事の根絶に向けて、早急かつ全力で再発防止策を講じ、 状況を議会に随時報告すること、こういった7項目からなる申し入れというのが、昨日な されております。

(教職員課職員)

それから、もう1枚別物で、当該校における児童への対応状況という1枚ものをご覧いただきたいと思います。

心のケアということで、スクールカウンセラーの継続の配置を、現在も行っております。 それから、複数指導の実施ということで、1年、5年、6年の新担任のクラスへの複数指導を、今現在も継続してございます。

また、家庭科室の改修ということで、今現在は家庭科室での授業を中止しておりますけれども、今後は内装の改修を実施する予定にしてございます。それから給食メニューの変更ということで、当面カレーはメニューから外し、今現在は他のメニューに変更しているところでございます。

それから、修学旅行につきましては、11月の下旬に予定をしておりますが、予定どおり 実施するということで、今現在聞いてございます。その他、学年行事、校外学習について は、時期を延長して実施をするということになってございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

(長田教育長)

では、この件について御質問、御意見をお願いしたいと思いますが、今後の対応方針につきましては、冒頭申し上げましたように、協議事項の26で後ほど、また、いろいろ御意見、御議論をいただきたいと思いますので、今、説明があった、主にその事柄についての御質問、御意見ということでお願いをされております。

(梶木委員)

今、最後に御説明があった、心のケアについてになのですけれども、スクールカウンセラーを継続的に配置することだけで、子供の心のケアになるとは到底思えないのですけれども。やはり、本当にたくさんの子供たちが心を痛めていると思うのですが、もう少し具体的に、例えば、子供たちに十分な遊びを通した心のケアをするとか、そういうような具体的な策を、もっとどんどん早く入れていかないといけないと思います。

いつも心のケアというと、スクールカウンセラーの配置と言われますが、そこに行けない子供たちもたくさんいると思うのです。今現在、既に心がしんどいなと思っている子供もいると思うのですけれども、どこかで先生がおられなくなった喪失感とか、やはり、い

ろいろな映像を見たりですとか、そういうところでどこか心の奥に心に傷を負っている子供たちというのはいると思うのですね。もっと具体的に子供の心を、少しでも軽くするような対策を、教育委員会は全力を挙げてやるべきだと思うのですけれども、これ以外に何かメニューをお持ちでしょうか。

(教職員課職員)

スクールカウンセラーについては、子供からはなかなか行きにくいというお声があるかと思いますけれども、スクールカウンセラーのほうから、高学年、5年、6年に対して、全員に個別面談をしたりとか、保護者から見守りの依頼が、個々個人の児童に対して要請もございますので、スクールカウンセラーのほうから、積極的に行動観察を行ったりとか、そういうことは、今現在しているところですけれども、今、委員の御指摘があったことも踏まえて、さらに具体的な取り組みについても検討していきたいと思います。

(梶木委員)

事案が発生してからも20日以上たちますので、本当に遅いと思います。スクールカウンセラーの面談というのは、子供に話を聞くことも大事ですけれども、やはり子供たちの心を解放してあげるような、楽しいという思いをさせて、少しでも心を軽くするような対応を、ぜひとも地域の方にも依頼するなり、いろいろな形で実施していただきたいなと思います。

あわせて、例えば、学校行事は今、延期していますよね。子供たちはすごく楽しみにしていたと思うのですけれども、行事を延期していつかやるということではなくて、できるだけ決まっていた日にしていけるような方向を、何とか考えられないでしょうか。楽しみにしていたことがなくなるという、そのこともすごく子供たちにとっては残念な思いがあると思いますので、時期を延期するのは大人の都合なので、大人の都合で何かすることは、できるだけやめるようにしてもらいたいなと思います。

(教職員課職員)

そちらも、学校と連絡をとりながら、今の委員の御指摘も踏まえまして検討して参りたいと思います。

(長田教育長)

他に、ございませんか。

(今井委員)

今と同じ資料の複数指導の実施ですけれども、今、1年、5年、6年生だけが複数指導 ということなのですけれども、他の学年の状況はどうですか。

(教職員課職員)

はい、複数指導について、少し説明が不足しておりましたけれども。1年、5年、6年の新担任のクラスにつきまして、複数指導を今現在しているところですけれども、他のクラスにつきましても、今の児童たちの様子を巡回しながら見ているという状況でございますので、引き続きそういったことも行っていきたいと思います。

(山本委員)

今の件に関するのですけれども、恐らく、学校は今、他の学校にはない、さまざまな対応に追われている状況があろうかというふうに思います。そんな中で、ここにある複数指導の実施も含めて、子供たちを見守る大人の目を増やすというのは、大変大事なことだと思います。子供たちが不安だとか不信感も含めてつぶやいたり、話したりする時には、大人がしっかり見守ってサポートしていくということは、大事かと思いますので、今後の継続や、また、ものによっては拡大も含めて、ぜひ考えていっていただきたいなというふうに思います。

(教職員課職員)

はい。

(長田教育長)

他には、いかがでしょうか。

(今井委員)

調査委員会のほうで説明会はもう進めていただいて、そうなった時に、事務局で、先に 基礎的なヒアリング等、調査をされていたかと思うのですけれども、それをまた整理して お渡しするにあたって、垂水区の時の反省もございますので、本当に慎重に、大変ばたば たされている中だと思うのですけれども、漏れとか間違いがないようによろしくお願いし ます。

(教職員課職員)

はい、十分に注意して参ります。

(梶木委員)

もう一つお願いをしたいのですけれども、例えば、家庭科室の改修とか、給食メニューの変更というのは、これは保護者からの要望を得てという説明があったのですけれども、 全員の総意ではないようなことも聞いております。保護者会でも実施されていると思うの ですけれども、いろいろな御意見がある中で、先走ってこういうふうに発表してしまうというのは、ちょっとどうかなと思うところもあります。例えば、カレーに関しては、子供たちが大好きなメニューで、楽しみにしていたのにという声もたくさん聞いているので、何人いたら、これでいけるのかというのがわからないと思いますけれども、十分な説明ができるように尽くしてからやっていただきたいなと思います。急に言われると、やはり保護者の方々は戸惑われると思うのです。ハード面を整備したら、これで終わりではないかというふうに、またそれも危惧されているところもありましたので、先ほど申し上げましたけれども、心のケアというのを最前線に置いて、それで、まだ何かハード面でこういうことができるのであれば、それを行っていく。ただでできる話ではありませんので、こういうことは慎重にやっていただきたいなと思います。

(長田教育長)

私も同じような意見になるのですけれども、やはり、この当該校の子供たちに、1日でも早く普通の学校生活に戻ってもらうということで、要望があったからとか、小出しと言いますか、その場しのぎの対応ということではなくて、やはりトータルとして、この当該校の再生計画というか、この前の文教こども委員会でも再生プランというのが質問で出ていましたけれども、やはり心のケアの問題、もちろんこの家庭科室の話もありますけれども、ソフト面、ハード面を含めて、しっかりとトータル的に、考えて計画的にやっていく、しかも早急にやっていくということが、必要だと思います。

それとこのカレーの給食メニューの件についても、一旦、決めたということですけれども、やはり今現在、10月の今日現在の状況とか、あるいは一週間後の状況とか、刻々と状況も変わっていくと思います。子供たちの気持ち、意識、心も変わっていくと思いますから、そのあたりをしっかりと学校のほうで把握をしていただいて、柔軟に対応することが必要ではないかと思います。やはり、楽しみにしている子供さんはたくさんいらっしゃると思いますから。画像の影響でなかなかカレーは食べられないという子供さんがいらっしゃったということの御要望があったというふうには聞いていますけれども、そういう意味で、柔軟に対応するように心がけてもらいたいなと思います。

他に、ございませんか。

(伊東委員)

この加害の先生のお話はよく御報告を受けたのですが、現在いらっしゃる現場で踏ん張って、頑張っておられる先生方の、企業でいうストレスチェックみたいなものをぜひ実施していただいて、その先生方が現状どうなっているのか、疲れているのはもちろんそうなんですが、未然に防げる先生方を助ける、それが児童にもかかわってくることですので、児童のケアももちろんなんですが、先生方のそういうストレスチェックというものは、ぜひ考えていただいて、皆さんで学校園を考えていければというふうに思いますので、既に

考えられているかもしれませんが、ぜひ、現在小学校で、児童のために教壇に立っている 先生のところを少し考えていただければありがたいなと思います。

(正司委員)

次の機会に、教育体制の通常化というのが一番急がれるので、逆に通常化に対する障害になっているものを、整理していただいて、現在対応されているもの、とりあえず直ぐ対応したけれども、方針をこれからきちんと検討をしないといけないものなど、そういいったかたちでグルーピングをして、状況をぜひ御報告いただきたい。その資料が、我々の議論の材料になるので、そのあたりの整理を、なかなか大変だと思いますが、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

(長田教育長)

また、ある程度できているかもわかりませんけれども、今の正司委員の御意見を踏まえて、正常化に向けてのグルーピングについて、少し整理をしていただいて、それをもって、次回は議論をしたいと思います。

(伊東委員)

学校行事についての御意見が、共産党さんの方から出ていましたけれども、それ以外に、 地域の行事とかそういうものに、子供さんが楽しみにしているようなことが、年内であり ますか。例えば、餅つき大会とか、そういう地域と一緒の行事まで、そういうものがあり ましたら、次の機会に、もしくはメールで結構ですので教えていただければと思います。

(教職員課職員)

かしこまりました。

(伊東委員)

時々、子供が楽しみにしている行事が、1つでも実現できるような環境があればと思い、 思いつきの発言をさせていただきました。

(教職員課職員)

はい、ありがとうございます。

(山本委員)

本当に一刻も早い安心で楽しい学校づくりという、そこが、まず事務局が今一番サポートしなければいけない点かなというふうに思います。

今もあったように、学校行事も本当にたくさんありますし、例えば、それ以外でも音楽

会や、今後予想される入学説明会とか、さまざまなところで、通常の学校では配慮しなく ても大丈夫なところに随分と考えなければいけない点が生まれてこようかなというふうに 思います。

なかなか、校内の作業だけでは難しいところもありますので、その点をよろしくお願い したいなと思うのと、やはり学年の運営だとか、職員室の運営もそのような状況の中では 大変難しい点、また、なかなか悩みが多い点など、多々あるかと思います。

ぜひとも、マンパワーのサポートも含めて、事務局との密な連携の中で、一刻も早い、 子供たちにとって安全で楽しい学校づくりを、1日でも早く続けられるように、具体的な サポートをよろしくお願いしたいと思います。

(長田教育長)

今、全学校、全教職員にハラスメント調査をやっていますね。回答の締め切りは、月末ですか。

(教職員課職員)

月末です。

(長田教育長)

まだ、一週間程ありますけれども、今の段階で何か現場からのリアクションというか、 問い合わせを含めて、まだ中間段階で言えないことはあるかもわかりませんけれども、言 える範囲で少しお願いします。

(教職員課職員)

そうですね、簡単な問い合わせくらいしか、今のところは聞いておりませんでして、具体的にどうこうといったことまでは、こちらでは、まだ把握していない状況でございます。

(長田教育長)

基本的に、全ての教職員を対象に、ハラスメントがあってもなくても、返事は返しても らうという、そういうアンケートですね。

(教職員課職員)

そのようにしております。

(長田教育長)

他に、ございませんか。

今後の対応方針につきましては、後ほど協議事項26で、また議論をいただきますので、

特にないようでしたら、よろしいでしょうか。

<u>数第53号議案</u> 地方自治法第180条の7の規定に基づき行う協議及び委任 について

(長田教育長)

それでは、次に進ませていただきます。教第53号議案、地方自治法第180条の7の規定に基づき行う協議及び委任についてです。簡単に説明をお願いします。

(教職員課職員)

こちらにつきましては、先週の17日に、今回の事案に係る調査委員会の設置規則を定めたところでございますけれども、1ページめくっていただきまして、3ページですね、地方自治法第180条の7の規定に基づき行う協議及び委任についてということでございます。今回は規則の改定はないのでございますけれども、この協議及び委任について、若干変更をするものでございます。

一番目の協議内容でございますけれども、先ほど申しました地方自治法の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務のうち、これまでの1、神戸市立小学校における職員間ハラスメントに事案に係る調査委員会の委員の選任に加えまして、(2)神戸市立小学校における職員間ハラスメント事案に係る調査委員会の庶務(教育委員会事務局総務部教職員課が行うものを除く)ということと、合わせまして(3)番の上記に付随する業務につきまして、(2)と(3)を新たに行財政局長及び行財政局の職員に委任することとしたいと思います。

協議理由といたしましては、教育委員会として設置する調査委員会の中立性、公平性を担保するためのものでございます。

説明は簡単ですけれども、以上でございます、よろしくお願いをいたします。

(長田教育長)

この件について御質問、御意見はございませんか。これは、もともと委員の選任については、行財政局長に委任するということで、前に決めていましたけれども、新たに調査委員会の庶務も含めてということで、これは先ほど説明がありましたけれども、調査委員会の開催の回数が、当初想定していたよりもかなり多くて、委員会で実質に議論とかされるということですね。

(教職員課職員)

はい、それもございますけれども、やはり教職員課が担うということに対しましては、 やはり、市長部局の事務次官にも、情報を共有することで、先ほど冒頭の今井委員からも ありましたように、調査委員会に対して、しっかりと調査をお願いする中で、我々の情報 もお渡しするということでございますので、それも合わせまして、中立性、公平性を担保 するためということで、今回このような協議を追加するところでございます。

(長田教育長)

いや、それはわかるのですけれども、それなら最初から、入れておけばいいのじゃないですかという話になるわけで。改めてここで追加をしたということは、やはり、その調査委員会の進め方が当初の想定していたことより少し変わってきたということの理解でいいのですね。

(教職員課職員)

前回、ブリーフィングの場で、委員長の渡邊弁護士がスケジュール感、そういうものを おっしゃっていまして。私ども、教育長からの依頼事項がかなり多岐に及んでいるという こともありまして、かなりそういった委員間の会合なり、打ち合わせの機会を多くする必 要があるのではないかというお話が、第1回委員会の中であったようでございます。それ を受けて、調査委員会側から、こういった形でと言うことでお話がございました。

(長田教育長)

いずれにしても、その調査委員会の中立性、公平性を担保するために、当然、教職員課 自身も聞き取りの対象になる職員も出てくると思われますから、なおさら、しっかりと中 立性を担保していただきたいということだろうと思います。特に、御意見がなければ、承 認とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(長田教育長)

それでは、教第53号議案については、承認とさせていただきます。

この際、教育委員の皆さんから、この会議で取り上げるべき項目について、何か御意見 ございますか。もしございましたら、後日でも結構ですので、事務局まで御連絡をお願い したいと思います。

それでは、ここで公開案件につきましては、全て終了をいたしました。恐れいりますが、 傍聴者の方々並びに報道者の方々につきましては、御退席をお願いいたします。

閉会 午前10時35分